

八尾市 民間住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1・目的

八尾市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、八尾市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、八尾市耐震改修促進計画に基づき策定する。（令和2年度の耐震改修促進計画中間検証時に位置付け済み。なお、令和7年度に計画改定実施予定。）

3・取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
- ii) 木造住宅の(補強設計費～)耐震改修費に対する一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 個別訪問等については、令和7年度までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に耐震補強案・概算費用の算出等により耐震改修促進を実施
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
- iii) 改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
- IV) 一般への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 管内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施
- V) 計画の改定
 - 八尾市耐震改修促進計画の改定を実施

令和7年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助戸数：105戸
- 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：30戸

前年度までの実績

住宅に対する補助実績戸数

	耐震診断	耐震設計	耐震工事
R2	58	7	13
R3	86	21	20
R4	52	17	18
R5	168	28	17
R6	104	20	26

前年度(令6年度)の課題

今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

防災イベント、セミナー等にて普及啓発や、補助制度周知チラシの配架など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。

自己評価

前年度(令和6年度)の取組実績

- 連携している法人と共催した耐震セミナーによる普及啓発(5月、11月、3月)
- 過去の耐震診断実施者へDMを送付し、耐震改修工事の実施について啓発(26件)
- 市報(5月)、ホームページ(通年)の広報

八尾市 民間住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

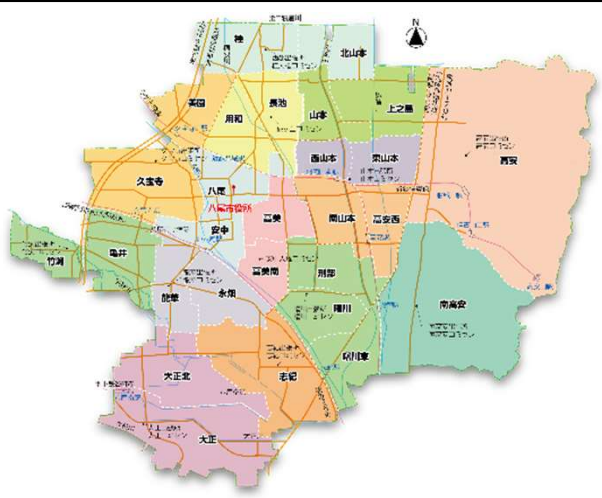
2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：八尾市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(戸別訪問等
対象区域)
平成31年度～
令和7年度：
市内全域

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から令和7年度（7年間）

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■							
戸別訪問		普及啓発						

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。